

大阪港港湾計画書（案）

— 一部変更 —

平成 28 年 5 月

大阪港港湾管理者
大阪市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成18年10月 第43回大阪市港湾審議会
- ・平成18年11月 交通政策審議会第20回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成19年 6月 第45回大阪市港湾審議会
- ・平成20年12月 第47回大阪市港湾審議会
- ・平成21年11月 第48回大阪市港湾審議会
- ・平成23年10月 第51回大阪市港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成24年 5月 第53回大阪市港湾審議会
- ・平成24年 8月 第54回大阪市港湾審議会
- ・平成25年 2月 第55回大阪市港湾審議会
- ・平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年 8月 第56回大阪市港湾審議会
- ・平成26年 2月 第58回大阪市港湾審議会
- ・平成26年 3月 交通政策審議会第55回港湾分科会
- ・平成27年 3月 第60回大阪市港湾審議会

の議を経た大阪港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 フェリー埠頭計画	2
2 港湾の効率的な運営に関する事項	3
3 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	4

変更理由

南港地区(南港南)において、内貿フェリーの大型化に対応し、環境負荷の低減に資する内貿フェリー埠頭機能の充実を図るため、フェリー埠頭計画を変更する。

また、フェリー埠頭計画の変更に伴い、港湾の効率的な運営に関する事項及び国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設を変更する。

1 フェリー埠頭計画

南港地区(南港南)において、内貿フェリーの大型化に対応し、環境負荷の低減に資する内貿フェリー埠頭機能の充実を図るため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

[フェリー埠頭計画]

南港地区(南港南)

水深 7.5m 岸壁 3 バース 延長 710m
[既定計画の変更計画] F1, 3, 4

埠頭用地 8ha
(旅客施設用地 1ha、
荷捌施設用地及び保管用地 7ha) [既設]

撤去
水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 195m [既定計画] F5

既定計画

水深 7.5m 岸壁 3 バース 延長 690m F1, 3, 4

埠頭用地 8ha
(旅客施設用地 1ha、
荷捌施設用地及び保管用地 7ha) [既設]

撤去
水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 195m F5

2 港湾の効率的な運営に関する事項

効率的な運営を特に促進する区域

南港地区(南港南)において、フェリー埠頭の計画に対応し、次の地区について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域]

南港地区(南港南)

水深 7.5m 岸壁 3 バース 延長 710m (フェリー用)
[既定計画の変更計画] F1, 3, 4

埠頭用地 8ha
(旅客施設用地、荷捌施設用地及び保管施設用地)
[既設]

既定計画

水深 7.5m 岸壁 3 バース 延長 690m (フェリー用)
[既定計画] F1, 3, 4

埠頭用地 8ha
(旅客施設用地、荷捌施設用地及び保管施設用地)
[既設]

3 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

南港地区（南港南）において、今回計画する施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]			
南港地区（南港南）			
水深 7.5m	岸壁 3 バース	延長 710m	[既定計画の変更計画] F1, 3, 4
水深 7.5m	泊地	面積 1ha	[既定計画]
既定計画			
水深 7.5m	岸壁 3 バース	延長 690m	F1, 3, 4
水深 7.5m	泊地	面積 1ha	